

大分県報

令和二年
三月三十日
号外（二四）

（月曜日）

目次

規則

大分県旅館業法施行細則の一部改正……………
公衆浴場法施行細則の一部改正……………
浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正……………
大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正……………

〇規則

大分県旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十八号

大分県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

大分県旅館業法施行細則（昭和三十二年大分県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第四条第二項第九号」を「第四条第二項第十一号」に改める。

附則

この規則は、令和二年七月一日から施行する。

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十九号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

令和二年三月三十日

公衆浴場法施行細則（昭和三十三年大分県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第五条第一項第十六号」を「第五条第一項第十八号」に改める。

附則

この規則は、令和二年七月一日から施行する。

浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二十号

浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和六十年大分県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

四 浄化槽管理士が条例第九条第三項に規定する研修を受講したことを証する書類（条例

第二条第三項の更新の登録を受けようとする場合に限る。）

第六条の次に次の一条を加える。

（浄化槽管理士に対する研修）

第六条の二 条例第九条第三項に規定する規則で定める研修は、知事が指定する者が実施するもの又はこれに準ずるものとして知事が認めるものとする。

第七条中「第九条第三項」を「第九条第四項」に改める。

第八条第一項第五号中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

第一号様式（その一）の（表）の添付書類6の次に次のように加える。

7 浄化槽管理士が条例第9条第3項に規定する研修を受講したことを証する書類（ただし、更新の登録申請を行う場合に限る。）

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

大分県報号外（規則）

大分県規則第二十一号

大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例施行規則（平成九年大分県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第六条中「請書」の下に「（以下「請書」という。）」を加え、同条に次の三項を加える。

2 請書に連署する連帯保証人（以下「連帯保証人」という。）の極度額（民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百六十五条の二第一項に規定する極度額をいう。）は、入居決定した時における家賃（次条第一項の規定により新たな連帯保証人を定めた場合においては、同項の規定による届出時の家賃）の十二箇月分に相当する金額とする。

3 請書には入居者に事故等不測の事態が生じた場合の連絡先である個人（以下「緊急連絡先」という。）について必要な事項を記載するものとする。なお、連帯保証人は緊急連絡先を兼ねることができる。

4 知事は、特別な事情があると認める者に対しては、請書に緊急連絡先についての記載を必要としないことができる。

第七条の見出し中「連帯保証人」を「連帯保証人等」に改め、同条第一項を次のように改める。

条例第八条第二項（条例第六十条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により入居の決定を受けた者（以下「入居決定者」という。）は、請書を提出した後、連帯保証人、条例第十一条第一項第一号に規定する保証業者（以下「保証業者」という。）又は緊急連絡先（以下これらを「連帯保証人等」という。）について、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該事由発生の日から十四日以内に新たに連帯保証人等となる者を定め、連帯保証人等変更届（第五号様式）により知事に届け出なければならない。ただし、第一号又は第二号の事由により新たに連帯保証人を定めるとき（同一人が再度連帯保証人となるときを含む。）は、新たな連帯保証人の連署する請書を添付するものとする。

一 連帯保証人が死亡し、県外に転出し、若しくは辞任の申出をしたとき又は連帯保証人による弁済額が極度額に達したとき。

二 条例第十一条第一項第一号に規定する契約（以下「保証委託契約」という。）が終了したとき。

三 緊急連絡先が死亡し、又は辞任の申出をしたとき。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めるとき。

第七条第二項中「が住所」を「又は緊急連絡先が住所又は電話番号」に、「連帯保証人住所変更届」を「連帯保証人又は緊急連絡先住所等変更届」に改める。

第八条の見出し中「連帯保証人」を「連帯保証人等」に改め、同条第一項中「規定による」を削り、「連署」の下に「若しくは保証業者についての記載又は緊急連絡先についての記載」を加え、「連帯保証人免除申請書」を「連帯保証人等免除申請書」に改め、同条第二項中「連帯保証人免除承認書」を「連帯保証人等免除承認書」に改め、同条第三項中「承認」の下に「（緊急連絡先についての記載に係るものを除く。）」を加える。

第二十二条第二項中「第十九条第三項ただし書」を「第十九条第四項ただし書」に、「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、「（特定公共賃貸住宅にあつては、未納の家賃若しくは減額後の家賃又は損害賠償金）」を削る。

第二号様式及び第二号様式の二を次のように改める。

第2号様式(第3条関係)

県営住宅等入居決定書

指令 第 号

入居を決定する住宅	
入居可能日	
家賃月額	
入居者氏名	
入居世帯員数	

- 注意事項
- 1 住宅(県営住宅又は特定公共賃貸住宅をいう。以下同じ。)の家賃は、入居可能日から起算して徴収する。
 - 2 敷金は、退去のとき無利子で還付するが、家賃等の滞納金があるとき、又は住宅の善良なる管理を怠り、果に損害を与えたと認められるときは、敷金から差し引くものとする。
 - 3 火災については、特に注意すること。
 - 4 住宅を破損したときは速やかに届け出ること。なお、ガラス、畳等の修理工入居者の負担となること。
 - 5 住宅を退去するときは、原状回復義務として畳の表替え及びふすまの張替えを行うとともに、承認を受けた模様替及び増築箇所を元に戻し、退去の日の7日前までに明渡届を提出して係員の点検を受けること。
 - 6 次の事項に該当するときは、住宅の明渡しを請求することができる。
 - (1) 不正の行為によって入居したとき。
 - (2) 家賃を3箇月以上滞納したとき。
 - (3) 住宅及びその附帯施設又は共同施設を故意に損傷したとき。
 - (4) 正当な事由によらないで引き続き15日以上住宅を使用しないとき。
 - (5) 入居者(同居者を含む。)が暴力団員であることが判明したとき。
 - (6) 入居の際に同居した親族以外の者を、知事の承認を得ずに同居させたとき。
 - (7) 保管義務に違反したとき。
 - (8) 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
 - (9) 住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡したとき。
 - (10) 知事の承認を得ずに、住宅を住宅以外の用途に使用したとき又は模様替し、若しくは増築したとき。
 - (11) 知事が住宅の管理上必要があると認めるとき。
 - 7 この決定書は、退去するまで保管すること。

上記のとおり入居を決定します。
年 月 日

大分県知事



令和二年三月三十日

第2号様式の2(第3条関係)

多子世帯向け住宅入居決定書

指令 第 号

入居を決定する住宅	
入居可能日	
家賃月額	
入居者氏名	
入居世帯員数	

- 注意事項
- 1 多子世帯向け住宅(以下「住宅」という。)の家賃は、入居可能日から起算して徴収する。
 - 2 敷金は、退去のとき無利子で還付するが、家賃等の滞納金があるとき、又は住宅の善良なる管理を怠り、果に損害を与えたと認められるときは、敷金から差し引くものとする。
 - 3 火災については、特に注意すること。
 - 4 住宅を破損したときは速やかに届け出ること。なお、ガラス、畳等の修理工入居者の負担となること。
 - 5 住宅を退去するときは、原状回復義務として畳の表替え及びふすまの張替えを行うとともに、承認を受けた模様替及び増築箇所を元に戻し、退去の日の7日前までに明渡届を提出して係員の点検を受けること。
 - 6 次の事項に該当するときは、住宅の明渡しを請求することができる。
 - (1) 不正の行為によって入居したとき。
 - (2) 家賃を3箇月以上滞納したとき。
 - (3) 住宅及びその附帯施設又は共同施設を故意に損傷したとき。
 - (4) 正当な事由によらないで引き続き15日以上住宅を使用しないとき。
 - (5) 入居者(同居者を含む。)が暴力団員であることが判明したとき。
 - (6) 入居の際に同居した親族以外の者を、知事の承認を得ずに同居させたとき。
 - (7) 保管義務に違反したとき。
 - (8) 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
 - (9) 住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡したとき。
 - (10) 知事の承認を得ずに、住宅を住宅以外の用途に使用したとき又は模様替し、若しくは増築したとき。
 - (11) 知事が住宅の管理上必要があると認めるとき。
 - 7 この決定書は、退去するまで保管すること。

上記のとおり入居を決定します。
なお、この住宅には入居できる期間(以下「有効期間」という。)が定められています。有効期間満了日までに住宅を明け渡してください。

有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

大分県知事



大分県報号外(規則)

第三号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。
第四号様式の表を次のように改める。

第四号様式(第6条関係)

(表)

大分県知事 殿 年 月 日

入居者は、大分県東国津住宅等の設置及び管理に関する条例、大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例施行規則及び入居決定等の記載事項を同居者とともに遵守し、これらに基づき指示に従います。
また、家賃を3箇月以上滞納したときや、連帯保証人又は保証委託契約に関する必要な手続を怠ったときは、住宅の明渡しを請求されても異議ありません。
連帯保証人は、入居者と連帯して家賃その他の債務を負担します。

家賃 (入居当初)	月額	円	敷金	円
	所在地	都 市 町 村	大字	番地
住 宅 名	県営	特定公共賃貸住宅	住宅 号	
入 居 者	現 住 所		電話 ()	
連 帯 保 証 人	現 住 所	電話 ()	年 月 日	入居者との関係
	氏 名	Ⓜ	生 年 月 日	年 月 日
保 証 者	現 住 所	電話 ()	年 月 日	入居者との関係
	氏 名	Ⓜ	生 年 月 日	年 月 日
緊 急 接 触 先	現 住 所	電話 ()	年 月 日	入居者との関係
	氏 名	Ⓜ	生 年 月 日	年 月 日

備 考

- 1 入居している間は、必ず連帯保証人を定め、又は保証委託契約を締結すること。
- 2 連帯保証人の場合は、連帯保証人欄に連帯保証人本人が必要事項を自署すること。
なお、連帯保証人は、入居者の債務の履行状況について、知事へ情報の提供を求められることができる。
・連帯保証人は、県外へ居住し、独立の生計を営む者で、入居者と同居以上の収入を有するものであること。
・連帯保証人は、市町村長の発行する連帯保証人の所領証明書（発行後3箇月以内のもの）を添付すること。
・連帯保証人は、実印を押印し、自筆証明書（発行後3箇月以内のもの）を添付すること。
・極度額入居決定した時における2箇月分の家賃（新たな連帯保証人を定める場合は変更届提出時の家賃）
- 3 保証委託契約による場合は、保証業者欄に所在地及び名称を記載すること。
- 4 緊急連絡先欄に必要な事項を記載すること（連帯保証人が緊急連絡先を兼ねる場合を除く。）。
- 5 裏面の入居者及び同居者の欄も記載すること。

第五号様式から第七号様式までを次のように改める。

第5号様式(第7条関係)

連帯保証人等変更届

年 月 日

大分県知事 殿

県宮 住宅 号
特定公共賃貸住宅
氏名

連帯保証人
保証業者を変更したいので、下記のとおり届け出ます。
緊急連絡先

記

変更後	フリガナ 氏名 (保証業者にあつては名称) 住所 (保証業者にあつては所在地)	生年月日 (保証業者にあつては記入不要)	年 月 日
変更前	氏名 (保証業者にあつては名称) 住所 (保証業者にあつては所在地)		
変更の理由			

添付書類

連帯保証人を変更するとき又は保証業者による保証から連帯保証人による保証に変更するとき、変更後の連帯保証人の連署する請書

第6号様式(第7条関係)

連帯保証人又は緊急連絡先住所等変更届

年 月 日

大分県知事 殿

県営 住宅
特定公共賃貸住宅 号
氏名

連帯保証人が住所を変更したので、下記のとおり届け出ます。
緊急連絡先 電話番号

記

氏名	
住所	
電話番号	()
住所	
電話番号	()

添付書類
連帯保証人が住所を変更したときは、変更後の住民票の写し

第7号様式(第8条関係)

連帯保証人等免除申請書

年 月 日

大分県知事 殿

県営 住宅
特定公共賃貸住宅 号
氏名

連帯保証人の連帯保証業者についての記載
次の理由により請書における緊急連絡先についての記載
理由

